高槻市公園維持管理作業員（時間額制会計年度任用職員）、（令和９年４月１日採用予定者）募集要項

１　職種

公園維持管理作業員（時間額制会計年度任用職員）。※社保加入。

２　募集人数

６名。

３　業務内容

市内の公園課が管理する施設における除草・剪定。公園施設の点検及び軽易な修繕作業。

作業用具の点検・維持管理等。

なお、作業場所は年間を通じて屋外となる。

４　任用について

（１）任用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで。

※採用後１か月間は条件付採用となり、勤務成績が良好な場合、正式採用する。

※業務の必要性や勤務成績に基づき、再度の任用を行う場合がある。

（２）その他

①　本職は常勤職員としての採用につながるものではありません。

②　国籍、学歴は問いません。

③　地方公務員法第１６条に定める次の欠格条項に該当する人は受験できません。

地方公務員法第１６条抜粋

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条に規定する罪を犯し刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５　勤務日・勤務時間

勤務日は、月曜日から金曜日のうち、週５日勤務または週４日勤務。（応募時に選択）

勤務時間は、午前８時４５分から午後５時まで。１日実働７時間１５分勤務（休憩時間６０分）。

なお、週４日勤務の場合、市が指定した４日間を勤務する。

６　週休日、休暇

週休日は、土・日曜日。

休日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び元旦を除く年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日までの期間、但し週休日は除く）。

休暇は、年次有給休暇のほか、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇などの休暇有り。
公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度有り。

7　会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用される。
（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）

8　勤務場所
令和１０年２月頃までは、高槻城公園管理事務所（高槻市城内町３）もしくは摂津峡公園管理事務所（塚脇５―３－４）のいずれかに勤務。
再度の任用を行った場合、令和１０年４月以降は、全員が高槻城公園事務所に勤務の見込み。

9　報酬
時給１，１０３円（２等級１号給)。
別途、地域手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。※地域手当：時給×１２％
高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定により定められた額を支給する。
※報酬額は令和８年１０月１日時点

10　社会保険
厚生年金、健康保険(共済組合)、雇用保険に加入。

11　受験資格　以下の①から②を満たす者（ただし、６５歳未満の場合は、②を満たす必要はない。）
①自動車普通免許（ＭＴ、普通免許）を有する者。
②令和９年４月１日時点で６５歳以上の場合は、業務上必要となる技能を有し、かつ除草剪定等の実務経験を持った者。
※業務上必要となる技能を有するとは、次の要件のうち、２つ以上の要件を満たすことをいう。
なお、履歴書に所有する修了証の写しを添付すること。
ア　刈払機取扱作業者安全衛生教育修了者であること。
イ　チェーンソーによる伐木等特別教育修了者であること。
（旧「大径木伐木等特別教育」および旧「小径木伐木等特別教育」のいずれも修了した者を含む。）
ウ　高所作業車運転技能講習修了者であること。
エ　小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育修了者であること。

12　受付期間
令和８年１２月１日（火曜日）から１２月１５日（火曜日）まで。

13　応募方法
受付期間内に公園課（高槻市桃園町２番１号、本庁舎５階）に履歴書及び「11　受験資格」における運転免許書等のコピーを提出。
履歴書の様式は任意。窓口持参又は郵送のいずれでも可。受付期間内必着。
なお、履歴書に週５日勤務、週４日勤務、どちらの勤務日数を希望するかを記載すること。

14　選考方法

個人面接試験。令和９年１月１２日（火曜日）～１４日（木曜日）を予定。
応募者１人あたり１５分程度。（履歴、体調面、応募動機、公務員としての自覚などについて）
高槻市役所本庁内の会議室を予定。後日、個別に日時、場所を郵送または電話連絡。

15　合格発表

令和９年２月１日（月曜日）を予定。公告及び郵送にて発表。

16　その他

高槻市では職員採用候補者試験等の採用に向けた活動等において、求職者等に対するハラスメントを行ってはならない方針を周知しております。採用に向けた活動等におけるハラスメントに関する相談を希望される場合は、高槻市外部専用ハラスメント相談窓口にご相談ください。
＜高槻市職員のハラスメントの防止等に関する要綱第８条の規定に基づく相談窓口＞
高槻市外部専用ハラスメント相談窓口メールアドレス
tak-harassment@city.takatsuki.osaka.jp

以上